

# 監査役監査基準等の改定について

2021年12月16日  
公益社団法人日本監査役協会

公益社団法人日本監査役協会は、会社法の改正及び改正会社法に係る法務省令の改正、コーポレートガバナンス・コードの改訂等を踏まえ、「監査役監査基準」、「監査委員会監査基準」、「監査等委員会監査等基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」、「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」についてそれぞれ改定の検討を進め、本年10月に草案を公開して広く御意見の募集を行いました。御意見をお寄せいただいた皆様には、御礼を申し上げます。いただいた御意見も踏まえ、監査法規委員会において更に議論を行い、当協会として最終的に取りまとめましたので、公表いたします。

下記の主要な改定点以外にも細部の記載について改めて確認と検討を行い、適宜修正を行っておりますが、各基準の前文、並びに各条に付しております「補足」及び「参照」等における改定の趣旨に係る記載と併せ、本文を直接御確認いただきますようお願いいたします。

## **1. 改正会社法への対応**

- ・会社法第361条第7項に定める取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に対する取締役会の決定プロセス等に対する監査（監査役監査基準第49条、監査等委員会監査等基準第47条）
- ・会社法第430条の2に定める補償契約、第430条の3に定める役員等のために締結される保険契約に係る監査（監査役監査基準第27条、監査委員会監査基準第27条、監査等委員会監査等基準第28条）
- ・会社法第849条の2に定める訴訟上の和解に係る同意の手續及び第850条に定める異議の判断に係る手續（監査役監査基準第56～57条、監査委員会監査基準第50～51条、監査等委員会監査等基準第54～55条）
- ・会社法第325条の2に定める株主総会資料の電子提供制度への対応（※）

（※）本条文は、改正会社法における株主総会資料の電子提供制度に係る規定が今後施行されることを前提に、各基準の末尾に掲載しております。

## **2. 改訂版コーポレートガバナンス・コードへの対応**

- ・原則4-4における監査役及び監査役会の役割・責務として監査役の選解任・報酬の決定に係る権限への言及が追加された旨の言及（監査役監査基準第9条及び第12条補足、監査等委員会監査等基準第7条及び第11条補足）

- ・原則4-10、補充原則4-10①を踏まえた指名・報酬委員会等への監査役・監査等委員の参加（監査役監査基準第14条第3項、監査等委員会監査等基準第13条第3項）
- ・原則4-11を踏まえた監査役等が備えることが望ましい知識・経験・能力等に関する言及（監査役監査基準第10条第2項、監査委員会監査基準第7条第2項、監査等委員会監査等基準第8条第2項）（※2018年改訂箇所に基づく修正）
- ・補充原則4-11①（いわゆるスキル・マトリックスをはじめとする開示）を踏まえた対応（監査役監査基準第10条第6項）
- ・補充原則4-13③（内部監査部門から監査役会に対して直接報告を行う仕組みの構築）を踏まえた対応（監査役監査基準第38条第5項）
- ・補充原則5-1①において監査役等が株主等との対話の相手方として追加されたことへの言及（監査役監査基準第15条、監査委員会監査基準第13条、監査等委員会監査等基準第14条）

### **3. 監査人の監査基準の改訂への対応**

- ・監査上の主要な検討事項（KAM）についての言及（監査役監査基準第48条補足、監査委員会監査基準第42条補足、監査等委員会監査等基準第44条補足）
- ・「その他の記載内容」に係る対応（監査役監査基準第48条第2項、監査委員会監査基準第42条第2項、監査等委員会監査等基準第44条第2項）

### **4. 各機関設計間の記載振り・体裁の統一**

- ・特定監査役／監査委員／監査等委員、選定監査委員／監査等委員に係る条文の整理（監査役監査基準第11条、監査委員会監査基準第9条、監査等委員会監査等基準第10条）
- ・監査役監査基準第6章（業務監査）の条文構成の再検討（監査委員会監査基準、監査等委員会監査等基準における構成との統一）
- ・前回改定時に監査役監査基準のみにおいて記載していた「補足」「参考」について監査委員会監査基準、監査等委員会監査等基準においても収録
- ・その他細部の文言の差異についての再検討

以上